教員の種類とその定義について

（改定版）

教員の種類とその定義

|  |  |
| --- | --- |
| 職　　名 | 定　　義 |
| 専任教員 | （１）大学設置基準の規定により、学科（もしくは課程）において必要最低限おくこととされた数に算入する者を専任教員という（文部科学省の考え方を基本に）。助手については、本評価基準における専任教員数に算入できない。ただし、「自己点検・評価ワークシート　評価の視点４－２　基本情報」には記載する。 （２）学科制（もしくは課程制）を採用していない大学にあって、かつ上記の算入が困難な場合は、個々の教員が受け持つ獣医学生のための授業時間の総授業時間に対する割合から、明らかに獣医学教育が主務と見なせる教員の数を専任教員として申告する。ただし、専ら教養科目等を担当する専任教員については、本評価基準における専任教員数に算入できない。（３）附属施設（附属獣医教育病院、牧場、研究センター等）の教員については、本評価基準における専任教員数に算入できることとする。その際、モデル・コア・カリキュラムの講義科目又は実習科目に相当する１科目につき総コマ数の２／３を超える時間数を担当している者に限る。（４）下記に定義する臨床教員（臨床科目担当の特任教員を含む）については、本評価基準における専任教員数に算入できる。その際、モデル・コア・カリキュラムの講義科目又は実習科目に相当する１科目につき総コマ数の２／３を超える時間数を担当している者に限る。 |
| 兼担教員 | （１）他の学部・学科（もしくは課程）・附属施設等に専任教員として所属する者を兼担教員という。本評価では、モデル･コア・カリキュラム科目に相当する１科目につき総コマ数の２／３を超える時間数を担当している者を兼担教員１とし、それ以下のコマ数を担当する教員を兼担教員２とする。（２）「兼担教員１」は、本評価基準における専任教員数に算入できるが、「兼担教員２」は専任教員数には算入できない。 |
| 兼任教員（いわゆる非常勤講師） | （１）他の大学に専任教員として所属する者、他の職に従事している等により非常勤として当該学科（もしくは課程）の授業を担当する者を兼任教員という。（２）大学が時間雇用または時限の研究費で雇用する教員は含まない。報告書には、担当科目名、総授業時間に対する授業担当時間の比を記載すること。 |
| 特任教員 | （１）専任教員ではないが、これに相当する教員として学科（もしくは課程）に専属雇用されている者を特任教員という（管理職は除く）。（２）臨床科目担当以外の特任教員については、専任教員と同等の責任を持って獣医学生のための教育を担当し、かつ、給与が大学の運営費等から支出されている常勤教員である場合、本評価基準における専任教員数に算入できる。ただし、研究あるいは教育を目的とする時限の競争的資金等で雇用されている者を専任教員数として申告することはできない。 |
| 臨床教員（臨床科目担当の特任教員を含む） | （１）動物病院における日常の診療を行いつつ、モデル･コア・カリキュラムとして実施する総合参加型臨床実習を附属獣医教育病院の専任教員の指導監督下で担当する教員をいう。ただし、大学の運営費等あるいは病院運営経費等で常勤雇用され、かつ、３年以上の臨床経験が必要とされる。さらに、特定診療科の専門医としての技量をもち、相当機関からの認定資格を有することが望ましい。詳細規定は各大学の定めるところによるが、個別規定についても審査の対象となる。 |